

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における  
2023年度 シーケンス訓練及び大規模損壊訓練の実施について

2023年11月22日  
東京電力ホールディングス株式会社

1. はじめに

柏崎刈羽原子力発電所7号機は、2020年度にシーケンス訓練及び大規模損壊訓練の準備を整え、当該の訓練の妥当性を確認していただくため「原子力規制検査」\*1の日程調整しておりました。その後の当社の工程延期により当該検査の日程調整についても延期となっておりますが、シーケンス訓練及び大規模損壊訓練に関する教育・訓練について、保安規定を適用し引き続き定期的に力量の付与を図ってまいりました。

この度、柏崎刈羽原子力発電所7号機におきまして、SA設備の使用前事業者検査を実施し当該の訓練を実施する準備が整ったことから、検査の具体的な時期のご相談を再開させて頂ければと考えております。

\*1「重大事故等対応訓練のシナリオ評価」、「重大事故等対応要員の訓練評価」のチーム検査

2. 訓練の位置づけ

当該の訓練は、最初のSA設備の運転上の制限（以下LC0という）が適用開始されるまでに必要となる確認事項の1つとして実施するものであると認識しております。

当社は一連の核物質防護の事案を受けて特定核燃料物質の移動禁止という規制措置を受けておりますが、検査の申請・手続きについては、令和3年3月17日の原子力規制委員会資料\*2の基本的考え方にに基づき、進められるものと考えております。

\*2「東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反を受けた同社からの申請案件の今後の取扱について」基本的考え方（抜粋）

『当該申請に係る内容が（i）施設の保全ないし管理のための措置の範囲内にとどまり、かつ、施設の安全性や核防護の維持又は向上に資するものであること、及び（ii）原子炉起動の準備にはあたらないと考えられること、の双方に該当する場合には手続きを進めることとし・・・』

○本訓練は、認可された保安規定の重大事故等の対応に関する、緊急時対応要員への力量付与の規定に基づき、SA設備のLC0適用開始までに行う必要があるものであり、施設の保全ないし管理のための措置の範囲内にとどまる。（（i）に該当）

○本訓練の実施により、緊急時対応の要員の力量を確認及び向上させることで発電所の安全性向上に寄与する。（（i）に該当）

○本訓練の実施及び評価結果をもって、原子炉の使用を承認していただく試験使用承認に関する手続きが行なわれるわけではないため、原子炉起動の準備にはあたらない。（（ii）に該当）

なお、当社は当該の訓練とは関係なく、規制措置が解除されるまで燃料の移動は行いません。

3. 完了後の扱い

今回のシーケンス訓練及び大規模損壊訓練の完了後に力量認定を行います。その後は保安規定に従い、定期的に訓練を実施し、力量の維持向上に努めて参ります。

なお、今回の訓練が終了した後、SA設備のLC0適用開始までの経過時間が長くなるような場合には、実施済みの訓練からの変更点を確認し、力量認定後の影響評価を行います。これを別途ご確認頂ければと考えておりますが、その内容についてはご相談させて頂ければと考えております。

	2023			2024			備考
	10	11	12	1	2	3	
SA設備 使用前事業者検査	→						
シーケンス訓練				△△			
大規模損壊訓練				△△			

以上